

## 研 究

# 離脱研究の「問題」と「解答」の構図

Criminological Perspective on Desistance from Crime

山 梨 光 貴\*

### 目 次

- I はじめに
- II 伝統的な理論と離脱
- III 伝統的な理論の限界
- IV 伝統的な理論の克服：「問題」と「解答」の構図
- V おわりに

## I はじめに

### 1. 問題の所在

再犯防止対策が政策課題のひとつであるわが国では、犯罪を行った者がその後犯罪を行わなくなる過程、すなわち、犯罪からの離脱（desistance: 以下、単に離脱とする。）に対する関心が高まっている<sup>1)</sup>。離脱に対する

---

\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) 守山正『イギリス犯罪学研究 I』（成文堂、2011年）145-66頁、日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』（現代人文社、2011年）、高橋有紀「2000年代以降の日本と英国における更生保護制度の問題点と今後の展望（1・2完）—更生保護における『ナラティブアプローチ』の可能性と限界—」一橋法学12巻2号（2013年）665-82頁、同12巻3号（2013年）963-1012頁、平井秀幸「犯罪・非行からの『立ち直り』？—社会構想への接続」岡邊健編『犯罪・非行の社会学—常識をとらえなおす視座』（有斐閣、2014年）251-73頁、明石史子「犯罪者はどのように生活を変容させるのか—犯罪からの離脱（デシスタンス）とアイデンティティの変容—」罪と罰52巻4号

関心は、英米においては比較的古くから存在しており、犯罪学において離脱を研究対象に据える離脱研究がすでに数多くなされている。離脱研究は、「人はなぜ犯罪をやめるのか」という「問題」を設定し、それに対する「解答」を得ようとするが、この「解答」こそが、再犯防止対策という政策課題にとって何らかのインプリケーションになるのではないかと期待されているというわけである。実際、法務総合研究所も、この「解答」を得るべく、少年院を出院した少年に対する、わが国で初めての追跡調査を行った<sup>2)</sup>。

ところで、離脱とはどのような「状態」を指すのか、という離脱の定義に関する問いは、多くの犯罪学者を悩ませてきた。たとえば、マルナ(S. Maruna)は次のようにいう<sup>3)</sup>。

犯罪からの離脱は、犯罪学者にとって不慣れな従属変数である。なぜなら、それは起きるできごとではなく、むしろ、ある種のできごと(この場合は、犯罪)の不在が継続していることだからである。

離脱の定義に関する議論は、離脱研究への注目が高まるにつれて犯罪学における重要なトピックのひとつとなった。しかし、たとえば、離脱とはどのような犯罪も決して行わない完全な終結のみを指すのか、あるいは、犯罪の頻度や重大性が低下することも含まれるのか、前者の立場を採用す

---

(2015年)53-64頁、津富宏「犯罪からの離脱」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店、2017年)252-76頁、都島梨紗「更生保護施設生活者のステイグマと『立ち直り』—ステイグマ対処行動に関する語りに着目して—」犯罪社会学研究42号(2017年)155-70頁など。

2) 法務総合研究所『青少年の立ち直り(デシスタンス)に関する研究』(研究部報告58、2018年)。

3) Maruna, S., *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, Washington, DC: American Psychological Association, 2001. [津富宏・河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者からのナラティブから学ぶ』(明石書店、2013年)], 翻訳書, 32頁。

るとして、離脱したといえるためにはどれくらいの期間を待たなければならないのか、などの問いが未解決のままであり、離脱の定義に関して決定的な見解が示されているとはいいがたい<sup>4)</sup>。そもそも、ある人が「犯罪をやめた」といえるかどうかは、究極的にはその人が死ぬまでわからない。それゆえ、「いかなる定義も完璧ではあり得ない」<sup>5)</sup>とまで指摘されており、離脱を定義することは非常に困難な作業であるといえる。

とはいえ、離脱という概念を有意義なものとして使用しようとするならば、すなわち、再犯防止対策への示唆を得ようとして離脱という概念を用いるのであれば、離脱の状態定義を行う作業は不可欠であり、それを怠ったまま離脱という語を使い続けるならば、「その学的態度は端的に欺瞞である」<sup>6)</sup>とも指摘されている。要するに、離脱を定義することは途方もなく困難な作業であるが、離脱を研究対象に据えて、その研究成果を再犯防止対策に活用しようとする者にとって、離脱の状態定義という責務から逃れることは許されないのである。そして、このことは、再犯防止対策への示唆を求めるために離脱研究に注目している筆者<sup>7)</sup>にも、当然、あてはまる。

## 2. 本稿の目的と手法

ここで本稿では、離脱の定義問題という難問に取り組むための足掛かりを構築することを目的とする。その際、やや抽象的にならざるを得ない離

---

4) See, Laub, J. H. and Sampson, R. J., "Understanding Desistance from Crime," in Tonry, M., ed., *Crime and Justice: A Review of Research*, (28), Chicago: University of Chicago Press, 2001, p. 8; Shapland, J. and Bottoms, A., "Desistance from Crime and Implications for Offender Rehabilitation," in Liebling, A., Maruna, S. and McAra, L., eds., *The Oxford Handbook of Criminology*, 6th ed., Oxford: Oxford University Press, 2017, p. 745.

5) Shapland and Bottoms, *Ibid.*, p. 745.

6) 平井秀幸「犯罪・非行からの『立ち直り』を再考する—『立ち直り』の社会モデルをめざして—」罪と罰53巻3号(2016年)76頁。

7) 拙稿「犯罪からの離脱のメカニズム—更生保護の理論的基盤を求めて」中央大学大学院研究年報47号法学研究科篇(2018年)189-205頁。

脱の「状態」に関する議論からいったん離れ、離脱研究という「活動」に着目することにした。

先に述べたとおり、離脱研究は、「人はなぜ犯罪をやめるのか」という「問題」を提起し、それに対する「解答」を提示しようとする。では、離脱研究は、なぜ、そして、どのように、離脱を「問題」として取り上げたのか。その「問題」に対する「解答」は、どのようにして提示されるのか。このような、離脱研究における「問題」と「解答」の構図の枠組みを明らかにすることで、その構図の中に位置づけられた離脱という「状態」に関する理解を深めることができるのではないかと考える。

以下では、まず、離脱研究の「問題」を分析する前提として、離脱研究が盛んになる以前の伝統的な犯罪学理論において、離脱、あるいは、犯罪をしない「状態」がどのように扱われていたのかを簡単に概観する(Ⅱ)。そして、伝統的な理論が抱えていたある限界が離脱研究の問題意識を形成した点を確認し(Ⅲ)、その「問題」について離脱研究がどのような「解答」を提示してきたのかをみた後、その「解答」を整理することを通じて、離脱研究の「問題」と「解答」の構図の枠組みについて考察を加える(Ⅳ)。

## Ⅱ 伝統的な理論と離脱

繰り返しになるが、離脱研究は「人はなぜ犯罪をやめるのか」を「問題」とする。一方、伝統的な犯罪学の議論に目を転じると、「人はなぜ犯罪を行わないのか」という「問題」とそれに対する「解答」は、以前から提示されていたことがわかる。たとえばレックレス(Walter C. Reckless)は、スラム街などの社会解体が進んだ地域において犯罪を行わない少年が依然として存在するのはなぜなのかを「問題」にし、その「解答」として、犯罪に対する「絶縁体(insulator)」の存在を指摘した<sup>8)</sup>。また、ハー

---

8) Reckless, W. C., Dinitz, S. and Murray, E., "Self Concept as Insulator against

シー (T. Hirschi) は、愛着 (attachment), コミットメント (commitment), 巻き込み (involvement), 規範観念 (belief) の要素からなる「社会的絆 (social bond)」という概念を用いて人が犯罪を行わない理由を説明した<sup>9)</sup>。

また、「人はなぜ犯罪を行うのか」を「問題」にした従来の原因論においても、人が犯罪を行わなくなる過程に関心が向けられていなかったわけではない。たとえば、非行少年スタンレーのライフ・ストーリーを分析したショウ (Clifford R. Shaw) の『ジャック・ローラー (The Jack-Roller)』が次のような文章で締めくくられていることは、従来の原因論者が、離脱という現象にも関心を向けていたことの証左であろう<sup>10)</sup>。

スタンレーがシカゴ矯正施設から釈放されて5年以上の歳月が流れた。この間、彼はどんな犯罪行動も再び行うことはなかった。そのうえ、彼は一般社会 (非逸脱的社会) の規準に沿った興味や人生哲学をもつに至ったのである。彼の興味や行動のこうした改善をもたらした要因のすべてをつぶさに調べることは不可能だが、主要な要因として、彼が接触する集団が変化したことを挙げることができるだろう。つまり、彼は非逸脱的な社会集団に参加した結果、現在の行動傾向や関心や人生哲学を身につけることができたのである。

このように、伝統的な理論は、離脱、あるいは、犯罪をしない「状態」について、何らかの説明を行っていた。むしろ、伝統的な理論は「人はな

---

Delinquency," *American Sociological Review*, 21(6), 1956, pp. 744-46.

9) Hirschi, T., *Causes of Delinquency*, California: University of California Press, 1969. [森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会のつながりを求めて』(文化書房博文社, 1995年)]

10) Shaw, C. R., *The Jack-Roller: A Delinquent Boy's Own Story*, Chicago: University of Chicago Press, 1930. [玉井真理子・池田寛訳『ジャック・ローラー』(東洋館出版社, 1998年)], 翻訳書, 290頁。

「なぜ犯罪をやめるのか」を「問題」として設定していたわけではなかったが、その説明は、離脱研究の観点からも、それほど不合理なものであったわけではない<sup>11)</sup>。それにもかかわらず離脱研究が発展してきたという事実は、伝統的な理論では説明することのできない「何か」が存在していたことを示唆している。犯罪学の伝統的な理論の限界を指摘する議論の中でも、離脱研究との関連で重要なのは、年齢と犯罪の関係についての議論である<sup>12)</sup>。以下、「年齢と犯罪」という議論について、伝統的な理論の限界という観点から確認する。

### III 伝統的な理論の限界

#### 1. 年齢と犯罪

年齢と犯罪の関係は、犯罪学における古典的な議論のひとつである<sup>13)</sup>。そこで犯罪学者の目を引くのは、犯罪は青年期の頃に最も行われやすい、という経験的な事実である。

周知のとおり、横軸に年齢、縦軸に各年齢における単位人口当たりの犯罪者の数ないし割合をとり、犯罪の年齢分布をグラフ化したものを「年

---

11) たとえば、レックレスによれば、少年は自分自身を好ましい存在としてみるような「自己概念 (self concept)」を有している場合に非行から「絶縁される」という (Reckless, Dinitz and Murray, *op. cit. supra* note 8)。つまり、彼は、非逸脱的な態度を内面化しているという内的な抑制要因に着目していたのである (Lilly, J. R., Cullen, F. T. and Ball, R. A., *Criminological Theory*, 5th ed., London: SAGE, 2011. [影山任佐監訳『犯罪学—理論的背景と帰結—』(金剛出版, 2013年)], 翻訳書, 111頁)。少年の内面における質的な状態を重視する説明は、後述する、離脱研究における犯罪者の主観的意味づけを重視する説明と共通しているといえる。

12) *E.g.*, Maruna, *op. cit. supra* note 3, 翻訳書, 34頁; Shapland and Bottoms, *op. cit. supra* note 4, p. 745.

13) たとえば, Sutherland, E. H., *Principles of Criminology*, 4th ed., Chicago: Lippincott, 1947. [東京大学刑法研究会訳『刑事学原論 上巻』(朝倉書店, 1950年)], 翻訳書, 114頁。

年齢・犯罪曲線 (age-crime curve)」と呼ぶ。たとえば、ボトムス (A. Bottoms) は、横軸を年齢、縦軸を各年齢1000人当たりの犯罪者の割合として設定し、2000年におけるイングランド及びウェールズにおける犯罪の年齢分布をグラフ化している<sup>14)</sup>が、そのグラフからは、10代中頃から後半の年齢集団における犯罪者の割合が、他の年齢集団におけるそれよりも突出して高く、年齢が高くなるにつれてそれぞれの年齢集団における犯罪者の割合が減少していることが明らかとなっている<sup>15)</sup>。

また、『平成30年版犯罪白書』には、横軸に年齢、縦軸に各世代（昭和50年～55年生、昭和56年～61年生、昭和62年～平成4年生、平成5年～10年生）における各年齢に属する少年10万人当たりの検挙・補導された少年の人数を設定し、わが国における世代ごとの年齢・犯罪曲線が示されている。この『平成30年版犯罪白書』のグラフからは、いずれの世代の年齢・犯罪曲線も、14歳から16歳の間でピークを迎えており、おおむね同一の形になっていることが確認できる。このように、年齢・犯罪曲線は国と地域、時代を問わず10代の中頃から後半にかけてピークを迎えたのち急速に下降し、20代以降は加齢とともに一貫して減少傾向を示す形になることが認められており、このことは犯罪学の知見として確立したものとされている<sup>16)</sup>。

各年齢における犯罪者の割合をそれぞれの年齢における犯罪の普及率

14) Bottoms, A. et al., "Towards Desistance: Theoretical Underpinnings for an Empirical Study," *Howard Journal of Criminal Justice*, 43(4), 2004, p. 370.

15) わが国における年齢・犯罪曲線の先駆的な研究として、たとえば、吉益脩夫「犯罪の経過形式に関する研究—累犯研究の方法論的考察—」*刑法雑誌* 2巻2号（1951年）16-35頁、市川守・中村隆「犯罪・非行者率に及ぼす年齢・時代・コウホート効果の分析」*犯罪心理学研究* 26巻2号（1988年）12-31頁などがある。いずれも、ボトムスが作成した曲線と同様の形を示している。

16) Hirschi, T. and Gottfredson, M. R., "Age and the Explanation of Crime," *American Journal of Sociology*, 89(3), 1983, pp. 552-84; Gottfredson, M. R. and Hirschi, T. A., *General Theory of Crime*, Stanford: Stanford University Press, 1990. [大淵憲一訳、『犯罪の一般理論—低自己統制シンドローム』（丸善出版、2018年）]

(prevalence) と呼ぶならば、年齢・犯罪曲線が示すところによれば、犯罪の普及率は普遍的に、つまり、いつ、どこであっても10代中頃から後半で最も高く、20代に入ってから年齢が高くなるにつれて減少していくことになる。しかしながら、この非常に興味深い事実について、伝統的な理論は十分な説明をなし得ていないということがしばしば指摘されてきた。たとえばマツァ(D. Matza)は、非行少年の60%から80%は成人後に犯罪者にならないという事実を指摘したうえで、「大多数の非行理論は、成熟による改善を考慮に入れていない」として伝統的な理論を批判している<sup>17)</sup>。モフィット(Terry E. Moffitt)は、年齢・犯罪曲線の存在は広く認められているのにもかかわらず、年齢・犯罪曲線がなぜ10代の中頃から後半にかけてピークを迎えたのち一貫して減少傾向を示すのかについての説得的な説明はほとんどなされていないという点を指摘して、年齢と犯罪の関係は「犯罪学の分野において最も強固であると同時に最も理解されていない経験的観察である」と評価している<sup>18)</sup>。

むしろ、従来の原因論も、犯罪・年齢曲線の存在について沈黙していたわけではない。たとえば、サザランド(Edwin H. Sutherland)とクレッシー(Donald R. Cressey)は、年齢と犯罪の関係についても彼らの理論による説明が妥当すると主張している<sup>19)</sup>。また、グリーンベルク(David F. Greenberg)は、年齢と犯罪の関係の相当部分について、社会学に基づく伝統的な理論によって説明可能であると結論づけている<sup>20)</sup>。もっとも、サザランドとクレッシー自身が「犯罪原因の社会学的理論がこれらのどの事

---

17) Matza, D., *Delinquency and Drift*, New York: Wiley, 1964. [非行理論研究会訳『漂流する少年—現代の少年非行論—』(成文堂, 1986年)], 翻訳書, 30頁。

18) Moffitt, T. E., "Adolescence-Limited and Life-Course-Persistent Antisocial Behavior: A Developmental Taxonomy," *Psychological Review*, 100(4), 1993, p. 675.

19) Sutherland, E. H. and Cressey, D. R., *Principles of Criminology*, 9th ed., Chicago: Lippincott, 1974. [高沢幸子・所一彦訳『新版・犯罪の原因〈犯罪学I〉』(有信堂, 1974年)], 翻訳書, 106頁。

20) Greenberg, D. F., "Age, Crime and Social Explanation," *American Journal of Sociology*, 91(1), 1985, pp. 1-21.



実についても十分に実証されていないことには同意せねばならない」と認めているように<sup>21)</sup>、「未だ、年齢と犯罪との関係が他の要因に言及することによって説得的に説明されてきていると結論づけることはできない」<sup>22)</sup>状況であったことは確かであるように思われる。

## 2. 伝統的な理論に対する批判

とはいえ、年齢と犯罪の関係について説得的な説明ができていないのだとしても、そのことが必ずしも伝統的な犯罪学理論の致命的な欠陥となるわけではない<sup>23)</sup>。

かねてより、犯罪学では、生物学者であれば生物学的要因を、社会学者であれば社会学的要因をそれぞれ重視し、他の要因が犯罪行動に与える影響を小さく評価していることが指摘されてきた<sup>24)</sup>。犯罪行動に影響を与え得る諸要因の中でいずれの要因を重視するか（あるいは、それらすべてを同等に重視するか）は、端的に、それぞれの研究者による学問的スタンスの表明といえる。したがって、年齢を犯罪行動に関連する重要な要因とみなし、年齢と犯罪の関係についての説明を積極的に求めようとする立場は、犯罪学におけるひとつの理論的立場にすぎないといえるのである<sup>25)</sup>。では、年齢と犯罪の関係を重視する理論的立場は、いったいどのような問題意識のもと、伝統的な理論を批判していたのであろうか。ここでは、上述のマツァの見解を確認してみたい。

マツァの見解は、「少年非行が特殊な生物学的、心理学的あるいは社会学的な要因を原因として引き起こされるという一般的な見方に対して、

21) Sutherland and Cressey, *op. cit. supra* note 19, 翻訳書, 106頁。

22) Farrington, D. P., "Age and Crime," in Morris, N. and Tonry, M., eds., *Crime and Justice*, (7), Chicago: Chicago University Press, 1986, p. 233.

23) Hirschi and Gottfredson, *op. cit. supra* note 16.

24) たとえば, Glueck, S. and Glueck, E., *Unraveling Juvenile Delinquency*, Cambridge: Harvard University Press, 1950. [法務省訳『少年非行の解明〔補訂版〕』(大蔵省印刷局, 1961年)], 翻訳書, 3-7頁。

25) Hirschi and Gottfredson, *op. cit. supra* note 16, p. 566.

激しく挑戦するものである」と評価される<sup>26)</sup>。それは、マツツアの著書『漂流する少年 (Delinquency and Drift)』の次の一節に表されている<sup>27)</sup>。

初期の社会学が依拠していた固い決定論は、全体として見ると克服されたものの、あらゆる場面でそうだというわけではない。犯罪学は現在の知的潮流から孤立していることから、そこでは固い決定論という古い考え方が人間行動についてのわれわれの意識を規定し続けてきた。実証主義からみて非行者は選択をすることはない。むしろ、その行動は強いられるものである。非行の原因となる要因をもっている以上、非行者的なやり方で振る舞わなくてはならない。

当時、犯罪学では、非行を価値ある行動とする価値体系を有する非行副次文化の存在や非行少年を実際に非行に追いやる社会構造の存在に着目する理論が有力に唱えられていた<sup>28)</sup>。それらによれば、非行少年は副次文化や社会構造によって非行に追いやられるというのであるが、マツツアによれば、非行少年が属する副次文化は、「非行を許容し、それをほのめかしさえるが、非行は強要されないし、また必ずしも好ましい道と考えられているわけでもな」いのだという<sup>29)</sup>。非行は少年の意思によって選択されるものであり、要するに、非行少年とは、非行に親和的な文化や社会構造にその行動様式を支配された受動的な存在としてではなく、非行に親和的な文化と遵法的な文化の間で漂流 (drift) しながら直面した状況に相応し

---

26) Vold, G. B. and Bernard, T. J., *Theoretical Criminology*, 3rd ed., Oxford: Oxford University Press, 1985. [平野龍一・岩井弘融監訳『犯罪学—理論的考察』(東京大学出版会, 1990年)], 翻訳書, 274頁。

27) Matza, *op. cit. supra* note 17, 翻訳書, 15頁。

28) E.g., Cohen, A. K., *Delinquent Boys*, New York: Free Press, 1955; Miller, W., "Lower-class Culture as a Generating Milieu of Gang Delinquency," *Journal of Social Issues*, (14), 1958, pp. 5-19; Cloward, R. A. and Ohlin, L. E., *Delinquency and Opportunity*, New York: Free Press, 1960.

29) Matza, *op. cit. supra* note 17, 翻訳書, 85頁。

い行動を選択する能動的な存在なのである。『漂流する少年』の次の一節は、このことを証明している<sup>30)</sup>。

非行とは、つまるところ法的な地位をさすものであり、法を間断なく破る人のことではない。非行者は、ある期間中に非行者として認定されることの少なかった者や全くなかった者よりも、非行者という法的な評価を受けるに値すると判断された若者であるにすぎない。そういう若者は概して非行者としての要件を満たしているという当局の判断に合っているから非行者だというだけであって、その者が四六時中非行者に相応しい行動をとっているとは決して考えてはならない。非行は地位であり、非行者は「間欠的に」その役割を演じている現職者にすぎない。

非行少年は日常生活のすべてを非行に費やしているわけではなく、遵法的な生活を営みながら「間欠的に」非行を行っているにすぎない。このようなマツツアの主張と同じように、グレイザー (D. Glaser) は、成人犯罪者もその生涯のすべてを犯罪に費やしているわけではなく、犯罪を行う期間と犯罪を行わない期間を一定の間隔で繰り返す「ジグザグな経路 (zig-zag pathway)」を歩むということを指摘している<sup>31)</sup>。ところで、年齢・犯罪曲線が示すところによれば、このような漂流あるいはジグザグな経路は加齢とともに徐々に遵法的な方向へと収束していく。この点、マツツアによれば、伝統的な理論は次の問いに答えられないままである。すなわち、

30) *Ibid.*, 翻訳書, 35-6 頁。

31) Glaser, D., *Effectiveness of a Prison and Parole System*, Indianapolis, IN: Bobbs-Merrill, 1964. なお、この「経路」は人によって様々な形を取ることが確認されている (Wolfgang, M. E., Figlio, R. M. and Sellin, T., *Delinquency in a Birth Cohort*, Chicago: University of Chicago Press, 1972; 岡邊健「非行発生の縦断的パターン—2つの出生コホートの比較—」犯罪社会学研究32号 (2007年) 45-58頁)。

「一旦深く受け入れられた規範や情感をそんなに簡単に捨て去ることができるのであろうか」<sup>32)</sup>。つまるところ、伝統的な犯罪学理論は、逸脱の増加を予測するものではあっても、その減少を予測するものではないことになる<sup>33)</sup>。

#### IV 伝統的な理論の克服：「問題」と「解答」の構図

##### 1. 「問題」：動的な視点

以上のように、伝統的な犯罪学理論は年齢・犯罪曲線の存在を説得的に説明できないと批判されるが、その理由としては次の二点が指摘されている。

第一に、伝統的な理論が静的な (static) 理論であるということである。伝統的な理論は、中産階級と下層階級の少年、富裕層と貧困層といった、犯罪者と非犯罪者との「差異」を探究することに集中していた。しかしファーリントン (David P. Farrington) によれば、人間が生物的、心理的、そして社会的に成長/発達していく存在であることを考えるとき、犯罪者の行動も犯罪者個人の発達過程/ライフコースにおける「変化」の中に見出されるものとして動的 (dynamic) に理解されなければならないという<sup>34)</sup>。犯罪者と非犯罪者との比較から明らかになるのは、犯罪者の特徴 (あるいは非犯罪者の特徴) であって、犯罪者の行動がどのように「変化」するのかを知ることはできない。

第二に、伝統的な犯罪学理論 (特に社会学的な理論) が、その調査対象を10代の少年に集中させてきたということが挙げられる。このことは、統

---

32) Matza, *op. cit. supra* note 17, 翻訳書, 34頁。

33) See Gove, W., "The Effect of Age and Gender on Deviant Behavior: Biopsychosocial Perspective," in Rossi, A. S., ed., *Gender and the Life Course*, New York: Aldine, 1985, pp. 115-44.

34) Farrington, D. P., "Developmental and Life-course Criminology: Key Theoretical and Empirical Issues," *Criminology*, 41(2), 2003, pp. 221-55.

制理論に特にあてはまる。たとえば、ハーシーは、「人はなぜ犯罪をしないのか」という「問題」に対して「社会的絆」という「解答」を提示したが、その説明に両親、学校、勉強という言葉が並ぶことから明らかなように、その関心は少年に向けられている<sup>35)</sup>。それゆえ、第一の点もあって、伝統的な理論は、10代の少年期・青年期における非行少年と非・非行少年の「差異」を説明することはできても、非行少年の「変化」を説得的に説明することはできないことになる<sup>36)</sup>。

ところで、離脱研究の第一人者のひとりである Sampson (Robert J. Sampson) とラウブ (John H. Laub) は、これまで犯罪学者は「青年期における社会的な移り変わりと年を重ねるにつれて生じる犯罪からの離脱を説明する要因の関連性を見過ごしてきた」と指摘している<sup>37)</sup>。彼らはハーシーの理論が必ずしも成人にまであてはまるものではないという点に限界を見出し、社会的絆と犯罪者の発達過程 / ライフコースとを関連づける試みを行っているが<sup>38)</sup>、それは、犯罪行動を人間の発達過程 / ライフコースと関連づけて説明しようとする試みとして理解できる。

以上のことからわかるのは、「人はなぜ犯罪をやめるのか」という、離脱研究が提起する「問題」は、伝統的な理論が静的な視点で行われていることに限界を見出し、その限界を克服するために個人の発達過程 / ライフコースに着目するという動的な視点によって支えられているということである<sup>39)</sup>。そして、このような動的な視点のもと、離脱研究では、犯罪を行った彼 / 彼女と犯罪を行わなくなった彼 / 彼女の比較を行い、彼 / 彼

35) Hirschi, *op. cit. supra* note 9.

36) See, Cullen, F. T., "Beyond Adolescence-Limited Criminology: Choosing Our Future," *Criminology*, 49(2), 2011, pp. 287-330.

37) Sampson, R. J. and Laub, J. H., *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life*, Cambridge: Harvard University Press, 1993, p. 7.

38) *Ibid.*; Laub, J. H. and Sampson, R. J., *Shared Beginnings, Divergent Lives: Delinquent Boys to Age 70*, Cambridge: Harvard University Press, 2003.

39) それゆえ、離脱研究は、ライフコース犯罪学のひとつとして理解される (Lilly, Cullen and Ball, *op. cit. supra* note 11, 翻訳書, 395頁)。

女にどのような「変化」があったのかを分析する。それゆえ、離脱研究は、同一の集団を長期間にわたって追跡する、縦断的な長期追跡調査によって得られたデータをもとに「解答」を提示することになる。では、そのような研究によって提示された「解答」はどのように整理することができるだろうか。最後に、離脱研究が提示する「解答」について分析する。

## 2. 「解答」：ライフスタイル概念の可能性

離脱研究が提示している「解答」は、大きく二つのタイプに区分される。すなわち、結婚や就職といったターニング・ポイントを重視する「解答」と、犯罪者のアイデンティティや認知といった内面の変化を重視する「解答」である。

すでに述べたように、 Sampson と Laub は、犯罪行動を発達過程 / ライフコースと関連づけて説明しようと試みている。その中で彼らが着目したのが、犯罪者の日常的な活動 (routine activity) を変化させるターニング・ポイント (turning point) の存在である。彼らによれば、結婚や就職に代表されるターニング・ポイントは、愛着やコミットメントの対象、日々の義務を与えることで犯罪者の日常的な活動を構造化し、犯罪を行う機会を少なくするのだという<sup>40)</sup>。たとえば、結婚は、配偶者や子という愛しいと同時に扶養すべき家族という存在を犯罪者に与える。すると犯罪者はそれまで犯罪に親和的な同輩とともに費やしていた時間やエネルギーを家族のために費やすようになり、同輩中心の生活が家族中心のものへと変化していく。家族中心の生活が軌道に乗ると、犯罪者はこの新しい生活を失うリスクである犯罪を敬遠して自身の時間やエネルギーをますます家族のために費やすようになり、犯罪から遠ざかっていく<sup>41)</sup>。このように、この立場によれば、ターニング・ポイントによって日常的な活動が変化することにより、犯罪者は犯罪を行わなくなるのだと説明される。

---

40) Laub and Sampson, *op. cit. supra* note 38, p. 146.

41) *Ibid.*, pp. 135-38. See, Warr, M., "Life-Course Transitions and Desistance from Crime," *Criminology*, 36(2), 1998, pp. 183-216.

もっとも、 Sampson と Laub の研究において特徴的なのは、離脱が、犯罪者が意識的ないし自発的に実現させるものではなく、結婚や就職というイベントが発揮する統制力によって「必然的に (by default)」生じると理解されていることである<sup>42)</sup>。これに対しては、離脱をアイデンティティや認知の変化といった犯罪者自身の内面の変化の結果とみる見解も有力である。この立場によれば、結婚や就職によって統制力が生じるのだとしても、重要なのは、それらを受け入れる準備が犯罪者本人の内面に備わっているか否かである、というのである。まさに、「家族や仕事、年齢、時間が、内面において変化するための個人的な努力をしていない者を変えることはできない」<sup>43)</sup>というわけである。

古典的なラベリング理論によれば、犯罪者は、程度の差こそあれ、逸脱的なアイデンティティを有しているとされる<sup>44)</sup>。しかし、たとえそうであっても、犯罪者は刑事司法との接触などによって次第に「なりたくない自分 (feared self)」になってしまうのではないかという不安を抱くようになり、「なりたい自分 (desired self)」に近づくことができるように現状を変えようと思いは始めるのだという<sup>45)</sup>。このように、犯罪者は、自己あるいは周囲に対して行う主観的な意味づけの変化によって、遵法的な行動に従事するようになる。このような過程を経て、犯罪者は、それまで有していた逸脱的なアイデンティティを「代わりとなる自分 (replacement self)」<sup>46)</sup>

42) Laub and Sampson, *op. cit. supra* note 38, p. 147.

43) Maruna, *op. cit. supra* note 3, 翻訳書, 50頁。

44) Lemert, E. M., *Social Pathology*, New York: McGraw-Hill Book, 1951; Lemert, E. M., *Human Deviance, Social Problems, and Social Control*, 2nd ed., Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1972.

45) Paternoster, R. and Bushway, S., "Desistance and the 'Feared Self': Toward an Identity Theory of Criminal Desistance," *Journal of Criminal Law and Criminology*, 99(4), 2009, pp. 1103-56.

46) Giordano, P. C., "Mechanisms Underlying the Desistance Process: Reflections on 'A Theory of Cognitive Transformation'," in Shapland, J., Farrall, S. and Bottoms, A., eds., *Global Perspectives on Desistance: Reviewing What We Know and*

や「本当の私 (real me)」<sup>47)</sup>と表現される非逸脱的なアイデンティティへと作りかえていく。この立場によれば、離脱を理解するためには、以上のような内面の変化に着目しなければならないとされる<sup>48)</sup>。

以上のように、離脱研究が提示する「解答」は大きく二つに区分することができる<sup>49)</sup>。しかし、このことは、ターニング・ポイントを重視する論者が内面の変化に意味を見出していないとか、内面の変化を重視する論者が結婚や就職といった要因を全く考慮に入れないということの意味しているわけではない。たとえば、ターニング・ポイントを重視する Sampson とラウブは、離脱のメカニズムを説明する際に、(あくまで付随的なものではあるものの) 犯罪者の内面に変化が生じることを認めている<sup>50)</sup>、認知の転換を重視する ジョルダノ (Peggy C. Giordano) は、結婚、就職などを「変化のための留め具 (hooks for change)」として、自身の理論のなかに組み込んでいる<sup>51)</sup>。両者の対立は、離脱のメカニズムを説明する際に、ターニング・ポイントと内面の変化のどちらをより重視するか、という点について意見が異なっているということにすぎず、離脱研究において提示されている二つの「解答」は、決して二者択一的なものではないのである。そして、このことは、これら二つの「解答」が、関連する同一の概

---

*Looking to the Future*, Abingdon: Routledge, 2016, p.14.

47) Maruna, *op. cit. supra* note 3, 翻訳書, 123頁。

48) *E.g.*, Maruna, S. and Farrall, S., "Desistance from Crime: A Theoretical Reformulation," *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Sonderheft, (43), 2004, p. 177.

49) いわゆる structure-agency 論争について、たとえば、以下の文献を参照。Bottoms, A. et al., *op. cit. supra* note 14, pp. 371-72; 守山・前掲注1) 148-49頁。

50) *E.g.*, Laub and Sampson, *op. cit. supra* note 38, p. 149.

51) *E.g.*, Giordano, P. C., Cernkovich, S. A. and Rudolph, J. L., "Gender, Crime, and Desistance: Toward a Theory of Cognitive Transformation," *American Journal of Sociology*, 107(4), 2002, pp. 990-1064. 「留め具 (hooks)」という表現について、ジョルダノは、離脱が達成されるか否かは、まさに「留め具」をはめるか否かが行為者自身の判断に委ねられているように、犯罪者自身の意思決定に委ねられているという点を表すものであると説明している (p. 1000)。



念によって整理できる可能性を示唆している。

先に確認したとおり、 Sampson と Raudenbush のような、ターニング・ポイントを重視する論者は、ターニング・ポイントにより「必然的に」日常的な活動が変化するという点を強調する。ここで、自身の時間やエネルギーを、いつ、どこで、何に対して、どのように費やすのかという日常的な活動により規定される日々の生活パターンを「ライフスタイル」と呼ぶならば、Sampson と Raudenbush の理論を理解するために、ライフスタイルと犯罪の関係について簡単に確認しておく必要があるだろう。ライフスタイルは、彼らの研究において、考慮にいれるべき変数として扱われているからである<sup>52)</sup>。

よく知られているように、ライフスタイルの違いは、犯罪（被害）が発生しやすい状況にどの程度自己を「露出（exposure）」するかの違いにつながる<sup>53)</sup>。たとえば、夜間、繁華街などの不特定多数の者と接触する場所に頻繁に出入りする者は、夜は外出せず家で家族と過ごすことが多い者に比べて、口論などのトラブルに巻き込まれるといった犯罪が発生しやすい機会に直面する頻度が高く、犯罪の当事者（犯罪者あるいは被害者）になりやすい、ということである。

ライフスタイルは、個人の選択の結果であると同時に、人口統計上の特性（性別、人種、婚姻、学歴、職業など）に影響されるものでもある<sup>54)</sup>。たとえば、婚姻という特性についてみると、一般に、既婚者（子どもがいる場合に特に顕著である）は未婚者よりも多くの時間を家で過ごすことが期待される。なぜなら、一般に、既婚者には、多くの時間を家で過ごす

52) *E.g.*, Laub and Sampson, *op. cit. supra* note 38, pp. 38–9.

53) Hindelang, M. J., Gottfredson, M. R. and Garofalo, J., *Victims of Personal Crime: An Empirical Foundation for a Theory of Personal Victimization*, Cambridge, MA: Ballinger, 1978; Cohen, L. E. and Felson, M., “Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach,” *American Sociological Review*, 44(4), 1979, pp. 588–608.

54) Hindelang, Gottfredson and Garofalo, *Ibid.*, pp. 246–50.

し、安定した生活を送ることが期待されているほか、親になった場合には、家で育児を行うという責任が課されるからである。このような「役割期待（role expectation）」と「構造的制約（structural constraint）」のもとでの振る舞い方や信念を学習した既婚者は、多くの時間を家で家族と過ごすライフスタイルを選択し、結果として、未婚者に比して犯罪の機会に直面する頻度が低く、犯罪の当事者になりにくい<sup>55)</sup>。

ライフスタイルに影響を与える人口統計上の特性のうち、婚姻や職業を変化させることは可能である。サン普森とラウブが着目したターニング・ポイントは、この可変的な人口統計上の特性を実際に変化させるイベントのことを指している。したがって、ターニング・ポイントは、犯罪者のライフスタイルに影響する変数として理解できる<sup>56)</sup>。

ところで、結婚や就職はライフスタイルに影響する変数であるが、未婚から既婚への移行、無職から有職への移行などの人口統計上の特性の変化はライフスタイルの「劇的な（dramatic）」変化を意味するといわれる<sup>57)</sup>。ライフスタイルが変化するということは、個人に対する役割期待と構造的制約が変化することを必然的に伴っているからである。ここで、ライフスタイルが個人の選択の結果でもあることを想起されたい。犯罪に対する不安感（fear of crime）が高い女性や高齢者がひとりで夜道や繁華街を避けるなどのリスク回避行動を選択することからも推察されるように、ライフスタイルは個人の態度と信念によって形作られる側面がある<sup>58)</sup>。結婚や就職によって新たに課された役割期待と構造的制約のもとで求められる振る舞い方を実際に日常的な活動に反映させるかどうかは、個人の意味に委ねられているのである。

ここで、内面の変化を重視する論者の指摘をみてみると、「元犯罪者は、

---

55) *Ibid.*, pp. 241–45.

56) *See*, Shapland and Bottoms, *op. cit. supra* note 4, pp. 755–56.

57) Hindelang, Gottfredson and Garofalo, *op. cit. supra* note 53, p. 249.

58) *Ibid.*, pp. 254–55.

……, より生産的なライフスタイルを追求している」<sup>59)</sup>, 「社会経験の積み重ねが, 古いライフスタイルの欠点と新しいライフスタイルの将来性についての個人の見方が発展することと深くかかわっている」<sup>60)</sup> などという記述から示唆されているように, 内面の変化はライフスタイルの選択に影響を与え得るものである。ターニング・ポイントと同様, 内面の変化もまた, 犯罪者のライフスタイルに影響する変数として理解できる。

このように, 離脱研究において提示されている二つの「解答」は, ライフスタイルという概念によって整理される可能性を秘めている<sup>61)</sup>。このことが離脱の状態定義にどのような示唆を与えるものであるのか, あるいは, 全く関係ないものであるのかは, さらなる検討を要するが, 離脱研究の「解答」を理解するにあたっては, ライフスタイルという概念がひとつの鍵となるのではないだろうか。

## V おわりに

離脱研究は, 「人はなぜ犯罪をやめるのか」という「問題」を提起し, ターニング・ポイントや内面の変化といった「解答」を提示する。この, 「問題」と「解答」の構図を支えるのは, 伝統的な理論が説得的に説明できていない, 加齢に伴う犯罪の減少を説明するために, 犯罪者の発達過程 / ライフコースを縦断的 / 継続的に分析しようという動的な視点である。離脱研究は, この動的な視点のもと, 離脱研究は, 犯罪者と非犯罪者の「差異」ではなく, 犯罪者の「変化」についての説明を「解答」として提

59) Maruna, *op. cit. supra* note 3, 翻訳書, 139頁。

60) Giordano, *op. cit. supra* note 46, p. 18.

61) なお, 英米の離脱研究の中には, ターニング・ポイントと内面の変化を社会的文脈という観点で統合しようとするアプローチが存在する。このアプローチは, 景気変動や結婚観の変化など, マクロな視点でもって離脱を捉えるものであるが, ライフスタイルという概念も, 究極的にはそのような社会的文脈のなかに統合されるかもしれない。統合的アプローチについては, 拙稿・前掲注7) 194-98頁。

示する。そこで提示されている「解答」は、結婚や就職といったターニング・ポイントを重視するものと、アイデンティティや認知といった犯罪者自身の内面の変化を重視するものに大別されるが、本稿では、この二つの「解答」を、ライフスタイルという概念によって整理する可能性について言及した。

離脱研究の「問題」と「解答」の構図が、動的な視点とライフスタイルという概念によって枠づけられるのだとしたら、そのような構図のなかにある離脱は、いったいどのような「状態」として定義することができるだろうか。そして、そのように定義された離脱の「状態」は、再犯防止対策にどのような示唆を与え得るだろうか。本稿で得られた手がかりはわずかなものであるが、今後も検討を重ねていきたい。

ところで、本稿の作業を通して率直に感じたのは、離脱の定義を考えるにあたっては、理論研究だけをしていたのでは埒があかない、という確信にちかいものであった。離脱とライフスタイルの間に少なからぬ関係があるのであれば、離脱研究は、犯罪をした人のその後の社会生活に迫るものになるはずである。そして、そのような研究は、インタビュー調査などの実証的な手法によってでしか、実現することはできない<sup>62)</sup>。離脱というテーマを扱う者として、理論と実証の反復を常に意識していきたい。

---

62) この意味で、法務総合研究所の調査はそれ自体画期的なものであった。様々な課題があることはたしかであるが、今後も追跡調査を継続していくことが望ましい。